

(財)日弁連法務研究財団

認証評価評議会(第3回)議事録

2005(平成17)年12月16日(金)午前1時~3時

## (財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第3回)議事録

1 日 時 2005(平成17)年12月16日(金)午後1時~3時

2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

3 出席者

議 長 本林 徹

評議員 阿部三郎、大谷 實、佐柄木俊郎、新堂幸司、高木 剛、千種秀夫

納谷廣美、吉村徳則(50音順・敬称略)

常務理事 飯田 隆

理 事 小山 稔

事務局長 由岐和広

事務局長代行 山本崇晶

事務局次長 石井邦尚

事務局員 江森史麻子、持田光則

4 議 題

(報告事項)

- 1) 評価委員会の開催(3/28,6/1,7/21,10/3,12/26)
- 2) トライアル評価(実施報告と今後の予定)
- 3) その他の活動報告
- 4) 新司法試験について
- 5) 法科大学院の現在の状況について(トライアル評価をふまえて)
- 6) 認証評価委託契約関係

(審議事項)

- 1) 法科大学院評価基準の改定について
- 2) 法科大学院認証評価手続規則の改定について
- 3) 評価委員会委員の追加選任について
- 4) 異議審査委員会委員の選任について
- 5) その他

(意見交換事項)

- 1) 法科大学院の教育の現状とこれからの課題

## 2) 認証評価機関の果たすべき役割

### 5 資料

- 資料 1 認証評価評議会(第2回)議事録
- 資料 2 評価委員会(第3回)議事録(05/02/02)
- 資料 3 評価委員会(第4回)議事録(05/03/28)
- 資料 4 評価委員会(第5回)議事録(05/06/01)
- 資料 5 評価委員会(第6回)議事録(05/07/21)
- 資料 6 トライアル評価実施一覧表
- 資料 7 評価基準及び評価手続規則改定に関するパブリックコメント資料
- 資料 8 南山大学大学院法務研究科: トライアル評価 評価報告書
- 資料 9 白鷗大学大学院法務研究科: トライアル評価 評価報告書
- 資料 10 評価委員会委員: 追加候補者名簿
- 資料 11 異議審査委員会委員候補者名簿
- 資料 12 法科大学院評価基準(改定案)
- 資料 13 法科大学院評価基準(改定案)について - 比較表
- 資料 14 法科大学院認証評価手続規則(改定案)
- 資料 15 新司法試験について(2006年5月開始)
- 資料 16 授業見学研修会実施一覧
- 資料 17 認証評価委託契約書
- 資料 18 法科大学院認証評価手続規則の改定案について(比較表及び改定理由)
- 資料 19 新司法試験サンプル問題(必須科目)
- 資料 20 新司法試験サンプル問題(選択科目)
- 資料 21 プレテスト(短答式)
- 資料 22 プレテスト(論文式)
- 資料 23 法科大学院の現在の状況等について

### 6 議事(別紙)

【本林評議会議長】 お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
それでは、早速議題の順序に従って始めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の1からまいりたいと思います。それから審議事項がいくつかございまして、最後に残った時間で意見交換をさせていただくという手順で進めさせていただきたいと思います。高木先生がきょうは2時までということですので、途中で適宜ご発言をお願いしたいと思います。

【飯田常務理事】 報告事項の4番5番は、意見交換事項の1番2番と関連しますので、一緒をお願いしたいと思います。

【本林評議会議長】 それでは報告事項の1、2、3と6、これを先にやるということですね。

【由岐事務局長】 事務局長をやらせていただいております由岐と申します。

まず、評価委員会の開催、議事録についてご説明させていただきたいと思います。きょうご配付の資料1、2、3、4、並びに差しかえとして、資料5がお手元にあると思います。5は、青い事前検討資料の中に入っていると思いますが、この5通が現在まで評価委員会が開催された議事録内容でございます。評価委員会は、ことし最初に3月28日開催以来、一応その前からやっておりますが、開催以来、トライアル評価の評価報告書の作成、あるいは評価基準の改正等、精力的に動いていただきまして、このような結果になっております。議事内容については、詳細は省略させていただきますが、ぜひ後ほどごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

【飯田常務理事】 そして、資料5の差しかえをさせていただいているんですが、評価委員会議事録の重要なところでミスプリントがありまして、17ページでございます。予備校等との関連の問題でございますが、下から2行目、「すべて問題外と見ていいのではないかと思います」となっているところでございますが、ミスプリで差しかえ前のものは「すべて問題ない」と逆になっておりましたので、事務局で確認いたしまして、「問題外」ということで確認されましたので、逆になってしまいました。大変失礼いたしました。

【本林評議会議長】 それでは、その次の2番、トライアル評価の報告をお願いします。

【江森事務局員】 事務局員の江森のほうから、ご説明させていただきます。

お手元の資料6をごらんください。前回もご報告申し上げたと思いますけれども、これまでのトライアル評価の実績の一覧表となっております。2004年秋に3校、そして2005年春に5校行いまして、現在の秋学期は9校のトライアル評価を行っているという

ことで、資料6で申しますと、九州大学まで現地調査が終わりまして、この後、東海大学、それから成蹊大学ということで今年度のトライアル評価が一段落するところでございます。評価員の数を見ていただきますと、大体、今のところは普通の規模のところでは8名、学生定員が大きいところでは12名の先生方にお手伝いいただいているということでございます。

それから、トライアルの分野も第4分野、6分野、7分野を必須といたしまして、そのほかにそれぞれ2分野、これは私どものほうからお願いをして、この分野をとということ、それから、先方のほうからご希望の分野ということのすり合わせの結果なんですけれども、このように、第1分野から第9分野まで、一通り経験を持ったというようなところがございます。

本日、資料の8と9というのが、厳秘とさせていただいておりますが、今年度春学期に行いまして、既に確定をしております評価報告書を2つお付けしております。これは、先生方にイメージを持っていただくということでございますけれども、これより後のものは、今、異議申立の手続に入ったところでございますが、まだ確定しておりません。確定済みのもものはこの2つということで、ご参考までにお付けしております。

もう一つ、来年度春学期は、おそらく8校程度、トライアル評価を実施するという予定でございます。また、秋学期には本評価が入りますが、本評価のほかにトライアルもぜひお願いしたいというところも数校ございまして、本評価とトライアル評価を並行してやる手続になるのかなというのが、今の計画でございます。

【飯田常務理事】 1点よろしいでしょうか。

【本林評議会議長】 どうぞ、はい。

【飯田常務理事】 資料の8と9につきましては、これは一切公表しないということで作成しているもので、厳しい守秘義務を負っておりますので、お取り扱いについてはぜひともご留意いただきたいと思います。

もう1点、最後のトライアル評価につきましては、評価員は延べ人数で150名に達しております。評価を受けるところ及び評価に加わるところを加えますと、日本のほぼ大多数の法科大学院がこれに関与することになっておりまして、重要なFD活動の一環として、評価員にとりましても、研修であり、情報交換の場になっているという位置づけになっているところであります。

【本林評議会議長】 資料6にありますように、去年の秋までで3つ、ことしの春に5

つ、秋に9つということで全部で17が終わって 終わってといいますが、途中のものも含めて、あと、来年8校ぐらいが確実に予定されているというんですね。

【飯田常務理事】 春学期が8校で、秋学期が2校ぐらいということです。

【本林評議会議長】 わかりました。それでは先に、その他の活動報告も伺いましょうか。

【持田事務局員】 新しく6月から入りました事務局員の持田と言います。よろしくお願いたします。授業見学研修会の報告といたしまして、事前にお送りしている資料の16番というものがありますので、ごらんいただきたいと思います。昨年10月29日に、10校の法科大学院にご協力いただいて、総数44コマの授業見学研修会というものを実施いたしました。各コマに2名ないし5名程度、総勢で100名を超える評価員の先生方が参加の上授業を見学いただき、報告書の提出をいただいております。トライアル評価、本評価のために評価員の方がどういうポイントで授業を見学するかといったことを報告いただいたところでございます。

ご参加いただいた評価員の先生方からは、かなり好評をいただいておりますけれども、今後企画はないのかというお問い合わせをいただいております。今後の方向につきましては、特にまだ今現在企画しているものはございませんけれども、要望が強い場合には、また企画するというところになっております。以上です。

【飯田常務理事】 1点補足させていただきます。先ほどのトライアル評価及びこの授業見学研修会は、すべて文科省の委託研究の一環として行っておりまして、すべて法科大学院に対しては、無料・無償で行っているということでございます。授業見学研修会を始めまして、それが1つの宣伝になったのか、法科大学院では、授業はお互いに見合うものだという、一つのカルチャーが形成されたのではないかと感じておりまして、そういう意味でも、それに寄与できたことは大変喜ばしいことだと思っております。我々の見学の申し出を機に、そういう授業見学研修会、授業相互見学が制度化されたという法科大学院もいくつかございましたので、そういう意味でも、意義があったなと思っております。

【本林評議会議長】 お互いに、刺激し合うということも可能ですし、なかなかいい試みだと思います。

それでは、法曹養成教育研究会というものがあるので、その報告をお願いします。

【由岐事務局員】 法曹養成教育研究会について、ご説明させていただきます。

我々がやっております認証評価を充実させるという意味で、法科大学院でどういう法曹養成教育をやればいいのかということの研究するために、法曹養成教育研究会というものを立ち上げさせていただきました。座長は川端和治弁護士でございます。この具体的内容は、91年にアメリカで発行されたマクレイト・レポートというのがございまして、日弁連で翻訳させていただいたんですけれども、法科大学院、ロースクールではどのような教育をするのか、法曹養成のためにはどういう教育をすべきなんだという本でございますが、それを受けて財団では、「2つのマインド、7つのスキル」という形で整理させていただいて、この評価基準を明確にさせていただきました。

ところが、その後、マクレイト・レポート後のアメリカにおける法曹養成教育がどうなっているのか、そして実務家、あるいは研究者の対応はどうだったのかを1つの柱として研究させていただく。それと、先ほど江森からもご説明させていただいたように、10を超える大学で、既に法曹養成教育が始まっている。これらの教育について、どういう教育内容で、どういう法曹を養成しているのかということ、我々の財団は、ある程度見聞しておりますので、それをまとめて、3月にはシンポジウムをして、いい試みを全国の法科大学院に情報発信していこうではないか。もちろん、守秘義務の関係で、特定の大学名はもちろん出しませんが、いい試みを出していくということが、今後の法科大学院教育にとってもいいだろうということで、今回、シンポジウムの開催を含めて、現在、法曹養成教育研究会で実施に向けて運営しているということでございます。よろしくお願ひいたします。

【本林評議会議長】 具体的には、どういうテーマで、いつやるんですか。

【飯田常務理事】 有力候補日は、3月17日になっていますね。

【由岐事務局長】 内容としては、私ども、第7分野で、法曹養成教育について整理しているものですから、各大学で授業の方法をどうやっているのか、FDをどういうふうに行っているのか、法曹養成に必要な能力というのをどういうふうに考えているのかという観点から、一度整理させていただこうということで、それを発表させていただく、それをメインにしようと思っております。

【本林評議会議長】 わかりました。それでは、報告事項を一応通して伺いましょう。報告事項6番の「認証評価委託契約関係」、この報告をお願いします。

【由岐事務局長】 資料17をごらんになっていただきたいと思います。資料17、2枚のものなんですけど、「認証評価委託契約書」というものができまして、この評価事業と

というのは、5年に1度評価をしなければならないということになっております。その関係で、我々は、これから各大学を回って、認証評価委託契約を締結していきたいと思っております。1月から本格的な契約をする予定でございます、既に財団の評価を受けたいという大学がございまして、1月から順次回っていく。5から10校程度が1月段階で契約を締結していただけるという予定でございます。その後、順次各大学と相談しながら、契約の締結に至ろうと思っております。

【飯田常務理事】 補足させていただきますと、本日の審議事項で、法科大学院評価基準の改定をお願い申し上げております。すなわち、本評価の前提になる基準がここで確定しますので、これをもって本格的な契約締結の募集に入っていくという段取りでございます。今までは、基準の改定作業をやっておりましたものですから、これで評価させていただきますというのが固まっていなかったもので、本格的な活動に入っていなかったわけですが、きょうのご審議の結果をもちまして正式に入っていきたい。正式に入る前に、もう5校なり10校から受けたいという申し出をいただいているという状況です。本格的な活動に入れば、またたくさんの法科大学院からの申し込みがあると期待しているところであります。

【本林評議会議長】 評価基準の改定の点は、後でやらせていただくということにして、ほかに報告はありますか。

【江森事務局員】 今回の契約に関しまして、2月25日の午後に、こちらの弁護士会館クレオのほうでシンポジウムを企画しております。これは、各大学の評価の担当の教員の方を主な対象といたしまして、財団のほうから、私どもの評価に関する情報発信をしようという趣旨、そして意見交換を同時にしたいということで企画をしております。

基準の解説とともに、今までやってまいりましたトライアル評価における成果をご報告申し上げます、分野ごとにより取り組みで評価される取り組み例と、逆にそうではない取り組みの例など、まあ、抽象的な表現になろうかと思えますけれども報告して、それぞれの学校の取り組みに生かしていただきたいと考えております。

それから、本評価の手続面につきまして、ここで確認するとともに、例えば自己点検・評価報告書の書き方ですとか、保存していただく資料、この中には、こちらにご提出していただく資料と当日閲覧させていただく資料と両方あるわけですが、学校のほうで保存していただく必要のある資料、あるいは評価料の支払い方法などについて、こちらのほうから情報発信するということを目指しております。



【飯田常務理事】 おかげさまで、トライアル評価を17校させていただきまして、かつそれに加わっていただいた方が150人いらっしゃいますので、おそらく日本で我々の機関ほど法科大学院の現在の状況を知っている組織はないと思います。その点を生かして、現状について情報発信するというを考えているところであります。

【本林評議会議長】 そういう意味では非常にタイムリーですね。わかりました。

以上、報告事項として記載してあります1、2、3、6、この報告が終わったところでもありますけれども、この段階で何かご質問ございましょうか。

よろしいでしょうか。また、何かありましたら、後ほどお願いいたします。

【飯田常務理事】 もしよろしければ、納谷先生の明治大学に先日トライアル評価をしていただきましたので、ご感想等あればお聞かせいただければ。

【本林評議会議長】 では納谷先生、どうぞ。

【納谷評議員】 詳しいお話はまだ聞いていませんですけども、皆さんよかったとおっしゃっていました。厳しいコメントもいただいたようですけど、これからのことですので、よろしかったんじゃないかと、感謝しております。

【本林評議会議長】 評価されるほうの大学の先生方のご準備も大変ですよ。

【納谷評議員】 私は、今直接関係していないのですが、そんなに飾って準備して対応すべきじゃないと思っていましたので、こちらの事情は何も伝えておりません。もっとも多少は細工した人はいないとは言えないかもしれませんが、そういう意味では、ばらつきがあったかもしれません。科目によっては相当よくできている科目もありますが、今のところ授業によってばらつきがあるのはやむを得ないかなと思います。そういうところをすどく指摘されたようです。

【本林評議会議長】 それでは審議事項に入りましょうか、よろしいですか。

最初は、先ほどありました評価基準の改定でございますけれども、これは今までのトライアル評価を踏まえて、いろいろバージョンアップをしていくということで、きょう基本的にはファイナライズするということでしょうか。その上で営業活動にどういうふうにつなげていくかということのようです。それでは、審議事項の1の、どこがどういう理由で、どんなふうになったのかということをもとに報告をいただいて、審議したいと思います。どうぞ。

【山本事務局次長】 お手元の資料の12、13をもとに「法科大学院評価基準（改定案）」についてご説明させていただきたくたいと思います。

昨年の秋以来、8校のトライアル評価が終わった時点で使っておりました現行の法科大学院の評価基準がどのように機能するのか、あるいはどういうところが改善すべきなのかということを検討いたしました。検討の結果を踏まえまして、10月3日に評価委員会で改定案を決議いたしました。10月21日から11月22日まで1カ月間、パブリックコメントを求めました。パブリックコメントの結果も踏まえまして改定しましたのが、本日お手元でございます資料12の「法科大学院評価基準(改定案)」でございます。中心となる基準部分は、資料12の10ページ以下でございます。

資料13は、現行の評価基準、改定案と、改定案の改定理由とを並べて書いたものでございます。いささか見にくくて恐縮でございますけれども、資料13に沿ってご説明させていただきます。

まず、全体的なことでございますけれども、大きな変更はございません。全体の方針は、特に問題はなかったという確認でございます。ただし、実際にトライアル評価をやってみて、使い勝手の点から何カ所も変更をいたしております。使い勝手と申しますのは、同じ現象を幾つもの評価基準で重ねて評価するという、いわば重複部分があったものの整理。2つ目は、意味があいまいな評価基準の字句の明確化。それから3つ目は、評価分野と評価基準が必ずしも整合していなかった部分の交通整理でございます。例えば、授業をする場合のクラスの人数というものを授業評価の評価分野で評価しておりましたけれども、それを学習環境ということで、別の評価分野に整理し直しました。大体、以上が整理の主な理由でございます。

若干、細かいですが、実質的な部分もございまして、やや細かく説明させていただきます。資料13をごらんいただけますでしょうか。改定案の柱を中心にご説明いたします。第1分野、「運営と自己改革」でございます。1-1-1「養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること」。従来の基準は、「適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること」という、いささかわかりにくい記述でございましたが、要するに法科大学院で養成しようとする法曹像を明確にして、これを周知しているかということに絞りました。

1-2-1は、特に大きな変更ではございません。

次のページ、1-3-1、情報公開ですけれども、字句の明確化でございます。

1-4-1、1-4-2、運営の独立性、自主性・独立性、それから学生に対する約束の履行、これも大きな変更はございません。なお、1-4-2をごらんいただけます。

ようか。現行の基準の最後に「(多)」と書いてあります。改定案のほうは、「(合)」と書いてあります。現行では、多段階で評価する、A B C という5段階評価を想定しております。改定案では合否、合格か不合格かという2段階にしております。学生に対して入学要項等々で約束したことをきちんと履行しているかどうかというのは、ある意味では合否の問題ではなかろうかということで、合否に整理しました。こういったものが幾つかございます。

1 - 5 - 1、特徴の追求は変更ございません。

2 - 1 - 1、2 - 1 - 2、「入学者選抜」でございますけれども、こちらは変更ございません。若干、字句の明確化というのはございますけれども、実質的には同じでございます。

2 - 2 - 1、2 - 2 - 2、既修者認定も同様に、実質的な変更はございません。

2 - 3 - 1、多様性の確保、社会人、あるいは他学部出身者の割合が3割以上となること、これも変更ございません。

2 - 3 - 2、現行基準で、例えば奨学金を整備しているとか、あるいは施設が身体障害者対応をしているとか、いろいろな方が入学できるような手当てがなされているということの基準でございますけれども、これは入って以降の学習環境と同じでございますので、後で出てきます第8分野に整理し直しました。その変更でございます。以上が第2分野、入学者選抜でございます。

第3分野、「教育体制」3 - 1 - 1。すみません、これは番号が前後しているものがございますけれども、実質的な変更はございません。改定案のナンバーに従ってご説明いたします。3 - 1 - 1、専任教員の数と対学生の比率、変更ございません。3 - 1 - 2、法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数、変更ございません。3 - 1 - 3、ここが「5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること」、これは、多段階を合にしております。

また、2割以上という割合の母数については、若干実質的な変更をいたしました。従来、現行の基準でございますと、全専任教員数の2割以上ということでございましたが、改定案では法令上必要とされる専任教員数の2割以上ということにいたしました。ですから、必要数が実質的には下がったこととなります。これは、専任教員数を研究者職員も含めた専任教員数を充実させていく方向で対応されている法科大学院の実務家教員数が足かせになって、それができなくなるということにならないようにするための一定の改定でございます。3 - 1 - 4、変更ございません。3 - 1 - 5と3 - 1 - 6、教員の年齢構成、ジェンダー構成でございますが、これは現行の規定を2つに分けただけでございます。

次、3 - 2 - 1、教員の支援体制。3 - 2 - 2、教育活動の支援。3 - 2 - 3、研究活動の支援、いずれも変更ございません。

次、第4分野、「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」、FD活動でございますけれども、表現を若干変更しております。4 - 1 - 1、「教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること」、現行のものは、教育機会や内部研鑽の機会の設定というふうになっておりましたが、より広く取り組める表現に改めました。4 - 1 - 2、「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること」、ここも表現の明確化でございます。実質的な変更はございません。

続けさせていただきます。第5分野、「カリキュラム」でございます。5 - 1 - 1と5 - 1 - 2、これは現行の5 - 1 - 1を2つに分けました。5 - 1 - 1が「授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること」、つまり履修バランスがとれているということ。5 - 1 - 2が「授業科目が体系的かつ適切に開設されていること」、体系性の問題と履修バランスの問題を分けて評価できるようにした趣旨でございます。5 - 1 - 3、法曹倫理の必修科目設定、これは変更ございません。

5 - 2 - 1、「学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること」、これは、現行の基準では第6分野の「授業」の中に入っておりました。授業でいろいろな科目を適切に選択し、履修するように指導することということで評価しておりましたが、どちらかという、カリキュラムの履修説明部分であるということで、カリキュラム分野に移しました。

5 - 2 - 2、ここは、やや実質的な変更でございます。改定案、現行の基準が「履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位以下であること、及び修了の前年度の年次は44単位以下であること」という、「以下」というはっきりした基準でございます。改定案は、同じく年間36単位ですけれども、「36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること」というふうに変更いたしました。この趣旨は、36単位で合格不合格をすばっと決めるというのはわかりやすいんですけども、必ずしも適切でない場面もあるのではないかと。これは、法科大学院はいろいろなメニューを用意しておりますし、単位ごとの重さが必ずしも同一ではない。この36単位という数字が足かせになって、どうしても単位付与のできない科目でしか設定

できないものもあるといった実情を踏まえて、やや表現をやわらげたというものでございます。こちらは、パブリックコメントに基づいて変更したものであります。

第6分野、「授業」でございます。改定案での6-1-1と6-1-2、ここも現行案を2つに分けたところでございます。現行案は、「開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること」という基準1本でございましたが、これを2つに分けまして、6-1-1は、「開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること」。6-1-2が「開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること」、いわゆる準備、計画段階と実施段階に分けました。シラバス及び教材の作成自体が、法科大学院の新しい教育プログラムであることから、それ自体で非常に力が注がれ、それ自体である程度の評価が可能であること、それから授業の実施と分けて評価することで、より適切な評価結果が得られるであろうというふうに考えられるところでございます。

次、6-2-1、理論教育と実務教育の架橋を目指してという、変更はございません。6-2-2、臨床教育の開設について、変更、改定はございません。6-1-5の少人数クラスの問題でございますが、学習環境の分野に移行いたしました。

次に行きまして、第7分野、「法曹に必要な資質・能力の養成」の分野でございます。7-1-1、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、適切に計画され、実施されていること、変更ございません。

次、第8分野、「学習環境」でございます。8-1-1、8-1-2、施設・設備でございますが、実質的な変更はございません。

8-2-1、「学生支援体制」の1つ目でございますが、基準としては変更ございませんが、(注)で身体的障害を持つ者や経済的困窮者も就学できるようにするための方策が講じられていることが評価されていることを明記しております。8-2-2、学習環境体制、改定はございません。8-2-3、精神面のカウンセリングを受ける体制について、変更ございません。

現行規定で、8-3-1というものがございました。「実社会と接触・交流等を持つための取り組みがなされていること」、これは削除いたしました。2つの評価項目、別の評価項目で評価するという趣旨でございます。6-2-2という、臨床教育を適切に開設、実施していることという項目、及び法曹養成教育をしているという中で評価しているという点から整理いたしました。8-2-4、国際性の涵養に配慮した取り組み、変更、改定ござ

いません。

8 - 3 - 1、「1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること」、クラス人数の問題でありますけれども、場所といいますか、評価分野が学習環境の分野の中になりましたこと、及び合否判定に変更いたしました。一応、法律基本科目のクラスは50人を標準とし、60人を超えないよう適正な努力をすることというのが法令上の基準でございまして、それに従って、人数で少なければ、ほんとはもっと少ないほうが高く評価されるといったような多段階評価にしておったんですが、人数の点は、一方で授業のやり方の適切さと大きな相関がございまして、むしろ授業が適切になされていることという方に実質は評価して、クラスの人数というのは、機械的に評価、人数だけで評価すればいいのではないかと。しかも、50人なら50人、40人なら40人という人数に応じた適切さがあるのであって、必ずしも少なければいいというものではないということから、合否判定というふうにしました。

8 - 3 - 2、入学者数と入学定員のバランス、こちら多段階評価を合否判定にいたしました。10%乖離がある、20%乖離があるという言い方で、多段階で評価するほどの基準は必要ないのではないかとということでございます。8 - 3 - 3、在籍者数と収容定員のバランスも同様の多段階評価から合否判定にいたしました。

最後、第9分野、「成績評価・修了認定」のところでございますが、9 - 1 - 1から9 - 1 - 3が成績評価の基準の厳格規定、設定、その実施、異議申立手続、変更ございません。

9 - 2 - 1、9 - 2 - 2、9 - 2 - 3、修了認定基準の設定、それからそれに従った実施、異議申立手続、変更ございません。

以上でございます。

【本林評議会議長】 何か補足ありますか。

【飯田常務理事】 若干補足させていただきます。この改定の概要につきましては、先ほど山本事務局長代行から話がございましたが、資料7、これはパブリックコメント手続時の資料でございますが、16ページに改定の趣旨が記載されております。通しナンバーの16ページ、すなわち重複部分の整理・統合による作業の効率化。大項目の細分化による評価の緻密化。評価分野のつくり直しによる分野別評価の適切化。こういう趣旨で今回改定したという趣旨説明でございます。16ページです。

もう1点は、今回の改定によりまして、評価基準数は47基準そのものは変わっておりません。ただ、従前の6 - 1 - 2を2つに分けたものですから、いわゆる法令由来基準は

1つ増えまして27基準、それが26から27に増えたということで、総数は変更ございません。

以上です。

【本林評議会議長】 非常に大ざっぱに言うと、数字を含めた外形的なものについては合否で、中身については多段階評価と、そういう分け方が基本的なコンセプトであるというふうに理解していいですか。

【飯田常務理事】 そのとおりです。

【本林評議会議長】 今、パブリックコメント、その前のトライアル評価のいろいろな体験、成果を踏まえて、今のような改定案を評価委員会でまず審議をしてもらって、一応これでいだろうということまで上がってきたということでもあります。

いかがでしょうか。ご質問でもご意見でも結構でございますが。どうぞ。

【大谷評議員】 細かいことで恐縮ですが、ただいまの資料13の13ページの真ん中に、「(注)」とございますね。ここでいう「身体的傷害」というのは、傷を負っている者でいいのでしょうか。

【山本事務局長代行】 申しわけございません。ござとへん(「障害」)の方でございます。

【佐柄木評議員】 先程のご説明によると、改定はあったけれども項目数としては同じだということですか。

【飯田常務理事】 そうです。

【本林評議会議長】 パブリックコメントがあったというのは、どの部分ですか。それを反映したというのは。

【飯田常務理事】 5-2-2でございます。実際には、新しい改定案の内容に即した運用ではあったんですが、より明確化するということです。

【本林評議会議長】 この「標準とする」というのは、若干出入りをフレキシブルにするということでしょうか。

【飯田常務理事】 というのは、1年次は抑えて2年次は増やすとか、そういうのが工夫がされておりますので、一律36で上限を確保されているという印象は避けたほうがいいんじゃないかと。

【本林評議会議長】 学年ごとにきちつきちつとするというよりも、2年ぐらいで少し出入りがあってもいいと。

【飯田常務理事】　　そういういろいろな考えが、工夫があるだろうと思います。

【山本事務局長代行】　　実際の評価の判定では、36単位以下であれば問題ない。それを超える場合にも超えるだけの合理的な理由があればいいということになるかと思いません。

【納谷評議員】　　各大学によって、また規模によって大分違うようです。上限を固定できない事情があることから、多分こういう意見になってきたのではないかと思います。とりあえずは、これでいいのではないか。

【本林評議会議長】　　阿部先生、いかがでしょうか。何かご意見ございましょうか。

【阿部評議員】　　読ませていただきましたが、まずはやってみるしかないでしょうね。

【本林評議会議長】　　そうですね。とりあえずいろいろなこともわかってきましたので。

【佐柄木評議員】　　とりあえず、多段階評価よりは、いろいろなものが増えたということですかね、考え方としては。

【飯田常務理事】　　ハード的なことは合否で、ソフト的なことは多段階でということです。大きな流れとしては。

【本林評議会議長】　　よろしいですか。誤字脱字等あるかもしれませんので。それは、お任せいただくということで、基本的にこういう改定案を評価基準としては、当面の最終的なものとして固めさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

【飯田常務理事】　　以後の手續をご説明申し上げますと、きょうでご決定いただきましたので、文部科学省に届け出の手續がございまして、その後、官報で告示されるということになります。またすぐ、この新しい評価基準を全法科大学院に配布するということになります。

【本林評議会議長】　　それでは、次に入っていいでしょうか。

審議事項の2の法科大学院認証評価手續規則の改定について、これに入りたいと思いません。

【江森事務局員】　　江森のほうからご説明申し上げます。初めに、基準と同じくパブリックコメントに付しておりましたが、意見はなかったということです。改定案は、資料の14でお出ししております。また、資料の18のほうが現行の手續規則と改定の案でございます。変わったところからご説明申し上げたほうがわかりやすかろうと思いますが、資



料の18でまいりますと、3ページの2に第5条というのがございます。これは、財団は、評価委員会によって評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行うということで、文部科学大臣への報告ですとか、あるいは公表というのがあります。これは、実は従前は、ここでは予定しておりませんで、評価報告書の確定というのは、この後の異議申立手続、それから異議審査手続、それを踏まえた後のものを確定というふうに考えておったものでございます。ところが、ほかの認証評価機関、今もう認証を受けている大学評価・学位授与機構、あるいは、認証申請準備中の大学基準協会の手続を見ましても、すべて異議審査手続の前のものもって、一たん評価をさせ、その後以後出しとして、続審のような形で異議の手続があるということになっております。

私どももこのようにしましたのは、そうしませんと、5年に1回というのがいつから逆算すればいいのかというのが、問題となるわけでございます。異議の申立がない場合はよいのですが、異議申立で、半年、1年延びた場合に、全く計画が立たないという実態がございました。そこで、考え方を抜本的に改めまして、他機関と同様に1回目の評価報告書、これをもって一たん確定をする。そして、ここでもって法定の5年の期間を満たせばよろしいということにしまして、その後異議手続を後出しにしたということでございます。その結果ですが、異議を受けて、評価報告書が修正された場合には、第11条、5ページになりますが、新しいほうの第11条で、もう一度修正評価報告書の公表という2段階の手続が予定をされております。

あとは、変わったところは今の変更に伴いまして、表紙に戻っていただきますが、第2条のところ、着手について、報告書の確定のところから起算して申込みを少し後ろのほうへずらすことができるということでございます。あと、プロセスも4条のほうで、今申し上げたような形にしております。

それと、今の変更との関係で、4条の8号が大きく変わっております。現行の規定でございまして、正式な異議の手前の手続の意見陳述手続というのがあるんですが、意見のところでは事実認定部分だけを先にチェックしていただく。評価の内容については、後ほど異議のほうで言うていただく、こういうふうに最初の意見陳述手続と異議の手続を分けておったわけですが、今のところで確定が前倒しになった関係で、新しいほうではあらゆる事項、つまり評価の中身についても意見の対象となると変更をしております。その意味で、事実認定部分についてというところを落としております。以上です。

【本林評議会議長】 異議手続を待つて確定するというのであるとすると、要するに5

年以内に1回評価しようというのが、例えば6年目にずれ込んでしまうとかということがあるので、そこをきちんとするという。

【飯田常務理事】 6年目にずれこんではいけないわけなので、そこを前倒して、安全作業でやらないといけない。そうすると法科大学院に非常に負担になりますので、少なくとも評価委員会の報告書の決定は時間をきっちり確定できますから、いつ評価を受ければいいのかという手続安定性が高まるということです。

【本林評議会議長】 修正の分は修正の分で、また後で公表されるということですね。

【飯田常務理事】 それともう1点。現時点でのトライアル評価につきましては、事実認定部分の評価分を含めて、意見を30日間求める手続きを踏んでおります。実際、評価報告書を作成しますと、事実認定部分と評価部分を明確に区分して記載するのは大変困難だということもございまして、そうであれば全体の意見を求めたほうがよいということになりました。

そういう処理をしたために、第2条の2項で、契約、評価の申し込みの時期を後ろ倒しにすることが可能になりまして、例えば2007年の秋学期に現地調査を受けるという場合であれば、1年前の2006年の9月末までに申し込めば対応できますということで、申し込み時期を現地調査の時期に近づけて対応できるようになりました。だいたい1年前に申し込めばいいということになったということです。

【本林評議会議長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

【佐柄木評議員】 そうすると、異議申立そのものが、今度いつまでかかってもいいというようなことになりかねないんですけれども、これはある程度時間的な制約はあるのでしょうか。

【飯田常務理事】 標準処理期間というのを設けないといけないと思いますが、従前は、半年以内で終わることということでした。

【納谷評議員】 大学基準協会では、最終結論を出す前に大学側から意見を聴取しています。この方法で大学のクレームが大体が吸収されています。後ろのほうの異議というのはよっぽどのことじゃない限り出てこないんですよ。ですから、前段階のところできちんとやっておけば、大学側の意見が大体、どういう考えであり、評価側との間でどのような点で違っているかわかってきます。そこを大切にすれば、後ろの異議はあまりないと思います。

【本林評議会議長】 ご異存がなければ、よろしいでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

【飯田常務理事】 その関連で1点、追加説明ですが、当財団の評価は、春学期に受けても秋学期に受けても、両方対応できるようにしております。そうすると、春学期に受けた場合に、次の5年の起算点がどこになるかという問題がありまして、その点は今、文科省と調整しているんですが、春学期に受けようと秋学期に受けようと、5年の起算点は翌年4月1日からと統一できるように、今調整中でございます。早く受ければ、次が早くくるんではやっぱりまずかろうという問題がありまして、そこはお互い損得なしということにできるように、そういうことで、翌年4月1日から起算するという方向で調整しています。

【本林評議会議長】 それでは、審議事項の3に行きましょう。評価委員会委員の追加選任について、ご説明ください。

【飯田常務理事】 資料10でございますが、評価委員につきましては、まず事後承認で大変恐縮ですが、法務省の井上委員、戸谷委員につきましては、前任者の方が異動されましたので、その後任ということで、今既に評価委員として活動を事実上行なっていたいております。井上委員の前任者も同じく、司法法制部司法法制課長の方でございましたので、その方になっていただくようになっております。また、戸谷委員につきましては、司法研修所の検察教官で、前任者の方も検察教官でしたが、退任されましたので、その後任ということでございます。

それから追加補充候補でございますが、3名の追加をお願いしたいと思っております。それは、トライアル評価も大変増えておりまして、評価委員がパンパンの状態になっております。春学期、秋学期につきましては、評価委員会の委員の方にその主査をお願いいたしました。大変皆さんハードワークになっておりますし、かつ評価報告書の原案の策定段階で、3名の評価委員による評価委員会の委員による分科会というのを評価委員会の前に設けまして、そこで内容の審査をするということにしておりまして、非常に皆さん、タイトになっておられますので、委員の追加をお願いしたいという趣旨でございます。第2点は、現在の評価委員会の研究者教員には、商法の分野の方がいらっしゃいませんでした。その観点から、商法分野から1人お願いしたいということでございます。また、この3名の方のご選任をお願いしたいということでございます。

第2点は、経済界出身の一般有識者としまして、菊池武久委員に就任いただいていたわけですが、お仕事の関係で辞任をされました。その後任を経済界からお願いした

いということで、今選任をお願いしているところでございます。実は、事実上ご了解ということで、本日までに間に合わせたかったんでございますが、実はきょう3時45分に訪問して、最終確認することになっておりまして、後先になってしまったんですが、事後承認をお願いしたいのでございます。推薦につきましては、評議員でおられる北城委員にご相談しまして、ソニーの前専務執行役員で、現ソニーの顧問をしておられる米澤健一郎さんに、一応内諾はいただいているということでございますが、一度説明を受けてから返事をしたいということでございましたので、きょうはこの評議会が終わりまして、直ちに訪問しまして、ご説明して正式なご了解をいただくということになっておりますので、ご了解いただくことを条件としてご選任をお願いしたいということでございます。お名前を申し上げますと、米澤健一郎氏でございます、ソニーの顧問、前専務執行役員でございます。経済同友会代表幹事の北城委員のご推薦でございます。

【本林評議会議長】 資料10に記載されている人事異動による交替、それから追加候補者3名記載の方、それから今の面接した結果、最終的にご了解いただくという予定になっている米澤健一郎さん、これらの方を評価委員会の委員に交替あるいは追加という形で入っていただくということによろしいですかね。

ありがとうございます。その次に異議審査委員会の委員の選任の件をお願いします。

【飯田常務理事】 これも飯田からご説明申し上げたいと思います。資料は11番でございます。先ほど評価手続規則のご変更をいただいたわけでございますが、本評価をいたしました後に異議があった場合の異議審査をする委員、異議審査委員会を、本評価を始めるに当たりまして、立ち上げる必要がございます。実際の異議が出るのは、本評価は、来年秋からでございますので、それ以降になるわけでございますが、間もなく準備に入りたいということでご選任をお願いしたいということでございます。資料11に委員候補者の名簿を載せておりますが、法科大学院の研究者教員3名と、実務家3名、そういう構成にしております。研究者教員から、浦部法穂先生、この方は現在名古屋大学の法科大学院の教授でございます、本制度の検討段階で認証評価検討委員会の委員も務めていただいております。制度自体ご理解いただいております。先日の早稲田大学のトライアル評価にも加わっていただいております。もう1人の方が後藤昭先生、一橋大学の法科大学院の院長で、刑事訴訟法のご専門でございます。財団の活動についても、大変ご理解が深くて、当初、立ち上げの段階で意見交換会等にも何度かご出席いただいている方でございます。もう1名が米倉明先生、この方も当初の認証評価検討委員会のメンバーで東大名誉教授、そ

の後早稲田大学で10年教えられまして、この春から愛知学院大学の法科大学院で教えておられます。民法がご専門でございます。今言ったように公法系、刑事系、民事系ということで、各分野から1名ずつお願いしております。

実務家につきましては、稲葉威雄先生、元広島高裁長官で、現在早稲田大学で教えておられます。商法がご専門です。次は鬼追明夫先生、現在弁護士で、大阪弁護士会、元日弁連会長でございます。もう1名が深沢武久先生、東京弁護士会会員で、元最高裁判事でございます。以上6名の方をお願いしたいと思っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

【本林評議会議長】 ただいまのお話で研究者と実務家のバランスは大体3対3ということで、あといろいろ法律科目についてもバランスをとって候補者として挙げていただいているということのようですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どなたが委員長になられるかというのはこの6名の方の互選でやっていただくということでもよろしいでしょうか。

【飯田常務理事】 この冬から準備に入っていきたいと考えております。

【本林評議会議長】 そうですか。

審議事項のその他というのは何かございますか。

【飯田常務理事】 特にございません。

【本林評議会議長】 それではちょっと元に戻りまして、報告事項の4と5、新司法試験についてということと、法科大学院の現在の状況についてというこの2つが意見交換事項とリンクさせて後回しにしておりましたけれども、まず、この2つについて報告をいただいて、それで意見交換をしていくということにしましょうか。

【飯田常務理事】 では、新司法試験から。

【本林評議会議長】 そうですね。そこらいきましょう。

【石井事務局次長】 事務局から新司法試験について若干説明させていただきます。

添付資料15に簡単なメモがございます。それから資料19, 20に新司法試験の具体的なサンプル問題をお配りしております。

新司法試験は来年の5月19日から23日の日程で行われます。まず、新司法試験の位置付け、あり方と冒頭書いてありますが、一言で言えば、法科大学院教育が主であり、新司法試験が従であるということです。なぜ「点からプロセスへ」という新しい法曹養成制度が必要になったのかということの前提として、司法試験で法曹に必要なすべての資

質・能力を試すことはできないという認識があります。そのため、法科大学院教育が主であり、法科大学院の課程の履修に専念できる仕組みがとられなければいけない。司法試験は残ってしまったわけですが、そうであっても試験は法科大学院教育を踏まえた試験にならなければいけないということです。果たしてこれに則った理念になっているのかどうか。

2で現状、問題点として、幾つか箇条書きに書かせていただきましたが、大きく分ければ2つ、いわゆる司法試験の制度的な問題、もう一つは法科大学院、教員や学生の反応の問題に分かれると思っております。制度面についてはさらに二つに分かれると思います。一つは具体的な出題内容です。まず、昨年11月と12月にサンプル問題が公表されました。そして本年8月にプレテスト、模擬試験として、現在の既修者3年生を対象に、1,874名の受験者が試験を受けております。これによって問題の大きな方向性が示されたわけですが、具体的な内容について現在行われている議論を若干述べますと、短答式についてはかなり改善が必要という意見が多いです。私の印象としては、現行の司法試験のイメージを少し引きずり過ぎているかなと思っております。現行司法試験を少し簡単にした問題にするというような方向では新司法試験にふさわしくないはずです。現行と新司法試験は位置づけが大きく変わり、短答式の役割も大きく異なります。現行では論文式の受験数、採点答案数を限定するという役割がありましたが、新司法試験は、あくまでも法曹に必要な最低限の知識などを問うものです。したがって、出題もそれにふさわしいものとする必要があります。一方、論文式については、基本的には方向性はよいというような意見が、いろいろ問題はありつつも、方向性はよいという意見が多い。ただ、例えば難易度だとか、制限時間内に2時間で解かなければならない問題として適切かどうか、そういった観点からの議論がなされているということです。これは5年、10年の単位でどんどん改善していくしかないんだろうなと思っております。

次に制度的な問題ですが、大きいのは合格者数問題です。これは一応の結論としては2005年2月に司法試験委員会で示された2006年の900人から1100人を目安に、2007年度はその倍程度を目安にということで今のところそういった数字となっております。審議会意見書で3,000人と明記されていたのは2010年ですが、それを早めるか、前倒しするかということも若干議論はされていますが、最近はこの司法試験委員会見解での議論は小康状態になっているようです。この合格者数に関する問題については、次の3つの合格率ということを入れておく必要があると私は考えております。

1つは各回の試験の合格率ということですが、合格者数が3,000人で、修了者数が6,

000人ですと、前の年に落ちた人たちがたまっていくわけで、それが永續するのであれば30%に満たない合格率になります。

次に、受験制限内での最終合格率です。ご存じのように法科大学院修了後5年間のうちに3回しか受験できないということで、これを超えてしまうと基本的にはもう一度法科大学院に入り直すとか予備試験を受けるとかしないと試験を受けられない。そうすると毎年合格者数3,000人、修了者数6000人としますと、最終合格率は50%になりますが、果たしてそれでよいのか。修了者数が実際には厳格な成績評価・修了認定によって5000人になるとしても60%しか受からない。それでいいのか。

3番目、最終合格者の中で1年目に受かる者、2年目、3年目の割合ですが、先程の5年で3回というのも、基本的には1回目で受かる人がほとんどになってもらいたいと思います。これは2回目、3回目をやらせるというのは、社会にとっても浪費だと思えますし、それだけでなく法科大学院を修了した後に1年間か2年間勉強させるとすると、現行試験と同じことで、独学とか予備校型の勉強をするだけ、その間にやることはすべて試験対策になってしまう。そういった学習をさせるような試験になってはいけないのではないかとということです。

新司法試験は、試験の内容自体かなり重いのですが、合格率も含めてかなり重いものになっているというのが現在の状況です。では、その根底にある問題は何かということで、私の勝手な私見を書かせていただきましたが、一種の試験神話のようなもので、学生や法科大学院は司法試験以上のことはやらないのではという不信感、これがまだ根深く残っている。逆にこれは試験を難しくしていくと、それ以上のことをやるようになるという矛盾を抱えている考え方ですので、どこかでそれを打破するとか、いい方向に回さないと、どんどんマイナスの方向にいつてしまうのではないかと危惧しています。

もう1つ、法科大学院側の反応ですが、重い試験になっているため、司法試験中心に取り組む学生が多くなってしまいます。それ自体が問題ですが、さらに司法試験中心といったときに、私が非常に懸念しているのは、現行司法試験の受験経験などの影響を大きく受けているのではないかとということです。そこに書いております「予備校の受験勉強型思考様式（論点暗記・模範答案再現型思考）から法曹型思考様式（事実から法的问题を発見した上で、判例・学説に対する理解をふまえて自分の頭で評価する）への転換という課題」、この表現自体は、立命館の市川教授のものを借用させていただいたものです。こういった影響が特に学生の側に強いのですが、一部の法科大学院でもこういった現行型の勉強を引きず

っている、現行試験型の答案練習会をやっているというような、そういうところにもあらわれているのかなと思います。

そこで、課題として、あまりこなれた表現ではありませんが、「現在の混乱を過渡期的なものにとどめ、本来の理念と合致したものとできるか」と書かせていただきました。過渡期的と書いたのは、一つは、現在は現行司法試験受験経験者がたくさんいる、既修者はほとんどそうだという中で、法科大学院教育のやりづらさを感じているのではないかということです。また、合格者数問題等もまだまだ過渡期的なものであろう、試験の内容もまだまだ過渡期的なものであろう。ここで方向性を間違えると本来の理念からどんどん外れてしまう。それを混乱をうまい方向に收拾できるかどうか重要です。次は、司法試験限定学習というのが合格への近道という誤解の打破というのは、やはり一部の学生、教員についてもですが、司法試験が重い、だから司法試験に関連すること以外はできないというような発言を聞くことがあるのですが、私としては本当にそうなのかと考えています。例えばクリニックやエクスターンをやる余裕がないというようなことも聞きますが、本来それ自体、法律を学ぶ上では発想自体がおかしいのではないかと。司法試験との関係でも逸脱しているということを感じています。それから3,000人しか受からせないのか、3,000人も受からせるのかと書きましたが、これは最初の新司法試験の導入のところ、新しい法曹養成制度導入のところに戻りますが、一応いわゆる審議会意見書の書きぶりとしては、まず3,000人は必要だ、次に3,000人をどう養成するか、どう生み出すかということと考えた場合に、現行司法試験の合格者数を3,000人にするのはとても質が保てない。したがって、新しい法曹養成制度を導入して少なくとも3,000人を生み出すということだったのですが、新司法試験が悪い方向に働きますと、たくさんの試験予備校のような法科大学院ができ、予備校勉強ばかりしている者で3,000人になるということになりかねないということで、非常に重要な問題です。

最後に認証評価機関の役割ですが、これは私の頭の中できちんと練られていないんですけども、最初の2つはほとんど同じですが、プロセスによる法曹養成の担保ということで、これは法科大学院が変なことをやらないようにという、悪い部分は厳しく評価するという方向からの表現ですが、反対に司法試験合格者数にとどまらない法科大学院教育の評価ということで、きちんとやっているところはきちんと良い評価をするということで、これは表裏のものです。合格者数というのはどうしても入学者の資質・能力に影響を受けるという現実と書かせていただきましたけれども、合格者数だけでやっしまえば、大ま



かに言って、東大などはそんなむきになって教育しなくても、かなりの人が受かっていくのでしょうが、それだけで評価をしてはいけないということです。

最後、社会への情報発信と書きました。評価機関により評価報告書は公表されますが、これは、もちろん法科大学院の自己改革の契機になったり、入学希望者への判断資料の提供等々、非常に意味があると思います。私は、さらに社会全体が法科大学院教育ということを理解していただき、信頼を高めていく、そういう役割を担ってもらえたらなということを目指して、社会への情報を発信という項目をあげさせていただきました。

雑駁な報告になりましたけれども、以上です。

【本林評議会議長】 ありがとうございます。

この新司法試験についてという問題と法科大学院の現在の状況というのは、ある意味では現状においては非常にリンクしていると思います。司法試験が差し迫ってきて学生も大学院側もある意味では試験向けといえますか、試験オリエンテッドというか、そういう気持ちに現状としてはなっている。これをどういうふうに見ていくのかという問題、それは最終的に新司法試験がそういう知識の積み重ねを判別するというのではなくて、もうちょっと自分できちんと考えるような、全く新しいタイプの試験というのが用意されるかどうかによってこれは違ってくるという関係があるとは思いますが、そういう意味で今の新司法試験の問題と法科大学院の現状というのは、ある意味ではリンクしているところがあるので、分けないでその点についてもちょっとご報告いただいた上でご意見があればというほうが少し具体的になるのかなと思いますが、どうでしょうか。現在の法科大学院の現状について。

【千種評議員】 その前にちょっとよろしいでしょうか。

【本林評議会議長】 どうぞ。

【千種評議員】 今、石井次長のご報告の資料15はいろいろ問題を提起されておると思いますが、ご承知のように日弁連が先週の土曜日に早稲田大学で新司法試験についてのシンポジウムをやっておられ、その中でこういう問題が全部出てきているのですね。それもごらんになってやっておられるのだと思いますが、どうですか。

【石井事務局次長】 はい、完全にそれに基づいています。

【千種評議員】 完全に基づいている、担当者が1人で考えてつくったメモではなくて、そういう背景があって整理するところになっているという状況をちょっとご説明いただいたほうがわかりよいかと思ひまして、申し上げました。

【本林評議会議長】 では、報告事項の5でしょうか、法科大学院の現在の状況についてトライアル評価を踏まえてとありましたが、この報告もついでにいただいて、その上で議論しましょう。

【山本事務局長代行】 資料の23をごらんいただけますでしょうか。

本日、全体で前半にご報告させていただきましたトライアル評価の実施状況、それから今後の取り組みの計画とあわせて、法科大学院の現在の状況についてどのようなことが見られるかということをご説明させていただきます。

まずトライアル評価の実施状況でございますけれども、評価方法、評価判定基準などのあり方を実践的に研究すると趣旨で実施いたしました。

2枚目の添付をごらんいただけますでしょうか。去年の11月から始まりまして、ちょうど上から15番目の九州大学の現地調査まで終わっております。あと東海大学、成蹊大学の現地調査等が計画されております。その下に久留米大学から西南学院大学まで書いておりますが、これはあくまで可能性ないし予定でございます、時期等はまだ開けてございます。大学名の右側の欄は入学定員でございます。その右側に運営に始まりまして入試、教育、FD、カリキュラム、授業、法曹養成、学習環境、成績評価、これは9つの評価分野でございます、それぞれのトライアル評価でどの分野を評価したかということが一表になっております。FD活動、授業及び法曹養成については、全法科大学院、すべてのトライアル評価において分野別評価をしております。

この表の中では白い丸だけで表示されておりますけれども、それぞれABCといった段階評価がなされております。ほとんどの分野でBまたはC、あるいはそれにプラス、マイナスがついたものでございまして、厳格な評価になっているのではないかと思います。これは財団の評価基準が教育プログラムが完成した姿を想定しまして、絶対評価をするという思想でつくっておりますから、現段階ではBまたはCということが多いことになっているのかと思います。

具体的にどういうふうにしたかといいますと、それぞれの法科大学院に自己点検評価報告書を、それぞれ評価基準ごとに沿って作成いただきました。それから、財団が学生アンケート及び教員アンケートを実施させていただきました。さらに丸1日、学校によっては1日半かけて現地調査をいたしまして、授業見学、教員との対話、学生との対話をいたしました。これを踏まえて作成し、評価委員会で決議いたしましたのは本日お配りしております資料8、9の評価報告書でございます、これがそれぞれの法科大学院について完成

するといったところでございます。

こういった作業をする中で法科大学院からの要望が大きく言えば2つございます。1つは法科大学院の作業の負担を減らしてほしいということでございます。これについては当然でございますし、評価機関側の問題でもございますので、引き続きできるだけ負担が大きくならないように、あるいは評価との関係でむだな作業がないようにしていきたいと思えます。

2つ目はより役に立つものにしてほしいということでございます。作業負担が増えて役に立たないというのでは困るわけですから、できるだけその教育改善に役立つ情報を蓄積し、それを適用できるようにしていきたいと思えます。評価報告書の中にも改善提案などといった項目を設けまして、こういったやり方もあるのではないかとといったご提案をさせていただいております。法科大学院に伺いますと、できるだけ具体的な提案がいいということをおっしゃっております。抽象的なことを言ってもらってもそんなことはわかっていると、できるだけ具体的に言ってほしいということをおっしゃっております。現地調査においての対話及び評価報告書によってよい情報が提供できるかと思えます。

次に本評価、来年の秋に始まります本評価までの取り組みでございますが、3つございます。

1つは、評価報告書のあり方を確定する必要がございます。きょうお配りいたしましたのはあくまでもトライアル段階のものでございまして、これを世の中に公表する。あるいは文部科学大臣に提出するというのを考えた場合に、この形でいいのか、あるいはもっと別の方法があるのかといったところでございます。現在の評価報告書では、例えば個別の科目の技量がどうであるのか、あるいはどういった教員がいて、こういうところが問題であるとか、かなり個別授業に立ち入った観察経過を記録しております。実際の評価報告書において、こういうことを言っているのは適切なかどうかなどを検討する必要がございます。これにつきましては評価報告書公表版のサンプルを作成し、それを提出して意見を求める等の形で検討していきたいと考えております。

2つ目は評価判定基準の充実です。先ほどABCで評じた多段階評価について申し上げましたけれども、どういう取り組みをすればA評価になるのか、あるいはB評価、C評価になるのかといった質問を受けます。そういった評価、高く評価される事例、あるいは改善の必要な事例、あるいは参考となる事例の蓄積と紹介をしていきたいと思えます。来年の2月25日に計画しているシンポジウム、あるいはそれに合わせて作成を予定しており

まず評価基準の解説版において開示については考えています。

3つ目は法科大学院による資料及びデータの整備及び保存のガイドラインでございます。現地調査におきまして、学生の学期末の試験の答案を拝見するという機会がございます。あらかじめ、これとこれの科目について試験答案を用意してほしいとリクエストするのですが、もうないと、学生に返してしまったといったこともままございます。あるいは、生の答案だけがざっとありまして、何の記載もないと。どれが何点なのかわからないといった場合もございます。法科大学院側で教育等の状況を説明するための資料ないしデータをどのような形でどのぐらいの期間保存しなければならないかということは、早目にアナウンスしておく必要があると思いますし、これはほかの評価機関とも対話をしながら提示させていただきたいと考えております。

以上がトライアル評価の状況でございます。

次に、法科大学院の現状でございますが、法曹養成教育、つまり理論、実務の両方に目配りをした教育が始まっておことは確認されております。確認されておりますと言いましたが、教員、学生、非常に熱心でおります。大変なエネルギーが必要で、特に執行部の方々は段違いの忙しさで、学生のほうも非常に、朝から晩まで自習室の教室に長くおるといことが全国で行われている状況でございます。そういった中で、問題といたしますが、我々の評価の中でご指摘させていただいた問題が幾つもございます。

添付 をごらんいただきます。3枚目でございます。トライアル評価で見出された問題点(例)と書いておりますが、これはいいものではなくて問題点のほうだけ書いておりますので、その辺は誤解のないようにお願いいたします。あるいは表現がいささかきつ目になっておるところもあろうかと思しますので、ご容赦願います。授業とFDと法曹養成の3つの中核理念についてどのようなことになるかということでございますが、授業についてですが……、文章の前に黒丸がついておりますのは、背景となるような全体の状況でございます。白丸が具体的な項目でございます。基本知識は自学自修し、授業では双方向・多方向議論などにより考える力を養うという、理念としております教育形態がさまざまな問題に直面しています。教員の教育技術、授業時間不足、学生の消化不足、司法試験の関係などでございます。また、学生間の格差、つまり社会人であるとか、あるいは法学以外の出身者といった純粋な未修者と法学部出身者、あるいは司法試験の勉強をしてきたという、隠れ既修者との差がある中で、授業の焦点がどちらかという、法学部の出身者ないし隠れ既修者に置かれがちな傾向が見られます。これは純粋未修者でありますと、多様な

法曹を育てるから法律は勉強しなくてよかったんだと。それで3年間で法曹になれるんだというふれ込みで始まった教育にしては話が違わないかといった不満がまま見られます。個別の点に入りますと、純粹未修者対策あるいは授業時間の不足を補うために相当量の補講、あるいは補習授業が実施されている例がございます。相当量というのがどの程度の量かという、場合によっては倍、予定の倍になるといった例も見られます。それは年間履修単位の上限制、先ほど36単位であること、44単位といった年間の履修にキャップをかぶせまして、できるだけ自学自修の時間をとろうというような制度設計に絡みますと、いろいろ問題があるのではないかと。あるいは履修バランス、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランスよく履修しようではないかという観点から見ると、あるいは法律基本科目にかなりのウエートが置かれているのではないかとといった関係で、整理をする必要があるかと思えます。

視点で言いますと、その補習、補講が参加が任意なのか、それとも事実上強制されているのか、あるいは成績評価との関係、ここに出ていくことが成績評価に結びつくといったことであれば、事実上、履修強制ではないか、あるいは補習でなされる内容の点、つまり、積み残したものを補うという趣旨では、授業を補完する意味での補習なのか、それとも司法試験の準備をするための答案練習、あるいは択一問題の解答練習といったものになっているのかなどの問題もでございます。関連がございます。

次に、新司法試験準備のため、講義型授業、つまり、知識詰め込み型の授業であるとか、あるいは答案練習等にウエートが置かれるという傾向もあるようでございます。また、それに関係して、予備校教育とのかかわりがやや深くなってきたということもございます。予備校が作成したテキストを無料で使用すると。しかも、主たる教材として使用する。あるいは予備校が準備する各種のテストを利用して、学生の理解度ないし到達度を図るといったような状況、あるいはもう少し深いところが関係しているものがあるかもしれません。なかなかこれは調査が難しいところもでございます。これにつきましては、法曹養成教育という本来の法科大学院の使命が損なわれている面がないか、不十分になっている面がないかという問題からの評価になろうと思えます。

それと、軌を一にするものでございますが、臨床系の教育、クリニック・エクステンションなどが形成途上でございますが、ややもすれば、司法試験の準備との関係で、十分な教育がなされない可能性もございます。これについては、当財団の評価基準では、臨床系教育が設置され、充実した教育が行われているということの評価基準に入れておりまし

て、ここは充実に向けた評価をしていきたいと考えております。

それから、教員による授業格差でございますが、これは2番のFDの充実とも併せた取り組みが必要かと思えます。

2番のFD活動分野でございますが、全体として見ましたならば、個々の教員の教育内容・教育方法の改善への取り組みが、組織的な改善活動にまだ結びついていない場合が多い。つまり組織的な改善システムの構築が必要であるというケースが多い。さらに、表現がやや不適切かもしれませんが、「問題ある教員」への対応が課題であろうと思えます。ある意味では、リーダーシップの不在ということかもしれません。それから、中心人物と書いてありますが、いわゆる法科大学院の体制整備、あるいは教育活動の中心を担う執行部が、周りから浮く傾向にある学校も見られます。いわゆる温度差が結構ある場合もあるということでございます。

個別問題でいきますと、組織体制。FD委員会等の組織体制について改善の必要がある。つまり、規定などを整備し、その組織の権限等を明確化していく、あるいは改善活動の記録をしっかり整備していくことで、活動が継続的に行われる、あるいはノウハウの蓄積が行われるといったことをご指摘申し上げたところがいくつもございます。

学生による授業評価は、大体どこの学校でも実施しているんですが、評価がしっ放しになっているように思います。評価結果の取りまとめを組織的に分析すること。つまり、評価結果を踏まえた改善策とともに、学生にも開示すること。実際そうやっている学校もございませぬ。これは随分差があるところでございませぬ。また、回収率を確保するための工夫も必要であると思えます。

授業参観につきましては、制度化しているところはあるのですが、参加度が非常に低いところも見られます。参加度の向上、あるいは参観した結果を教育改善に結びつけていくことが必要であると。経験が共有化されない、フィードバックされないところもございませぬ。相互に参観し合って相手の批判ばかりしているのもどうかなということがございませぬ。むしろ人の授業を見て、自分の授業の改善にどうやって結びつけるのかといった方向での工夫が必要ではないかという意見も評価員からございました。

さらに、研究者教員と実務家教員の協働の点で、まだまだ改善の余地が大きい。確かに2人担当制で授業を行っている科目もありますが、2人が交互に授業を行う、あるいは一緒に授業を行っているけれども、準備不足ではないかというケースもございませぬ。むしろこの科目の教材の作成であるとか、あるいは授業計画で十分な協議が、実務家教員と研究

者教員の協議が行われることが重要ではないかというご指摘を申し上げます。

最後、法曹に必要な資質・能力の養成でございますが、全体で見ますと、法曹に必要なスキル・マインドとその養成方法の検討はまだ試行錯誤の段階でございます。また、学生の意識も必ずしも高くない。先ほど臨床系教育のお話をさせていただきましたけども、参加した学生には、クリニック、エクスターンシップと非常に好評でございます。ただ、数に限りがある。エクスターンシップにしても、受け入れ先の確保が必ずしも十分な数に達していない。あるいは成績評価なり教育の指導の点で、まだ試行錯誤の過程であるといった点がございます。ただ、学生についても、法曹に必要なスキル・マインドはどのようなものであって、養成しようとしているんだよということの意識づけをもっとする必要があるということがございます。

具体的には法曹に必要なスキル・マインドの検討と、それを科目横断的に計画することが必要であるということ。それから、学生に対し法曹像。法曹とはこういう仕事をしているんだということの情報発信であるとか、あるいは司法サービスのユーザーと触れる機会をふやしていくといったことが課題であろうと思います。

資料23の1枚目に戻ります。最後、当財団の今後の取り組みでございますけれども、2本柱がございます。1つは、認証評価事業でございます。来年の下期から始まります本評価に向けて準備を進め、契約を締結していきたいと考えております。その評価活動を通じまして、法科大学院の教育改善の促進・支援していくこと。それから、法科大学院の活動情報の実態を社会に発信し、お互いの信頼を勝ち得るようにしていくこと、これを行っていききたいと思います。

もう一つは、法曹養成教育研究会でございますけれども、法曹に必要なスキル・マインドの内容を、司法サービスのユーザーあるいは法律実務家の視点から研究して、その経過及び結果を情報発信していく。これが日本版のマックレイト・レポートの作成ということでございます。また、スキル・マインドの効果的な養成方法を研究し、それも同様に情報発信していきたいと考えています。以上でございます。

【本林評議会議長】 大変参考になりました。特に今、山本さんが説明していただいたこの資料23の3枚目のトライアル評価で見出された問題点。これはもう現場を見てのほんとうにホットな分析だと思うので、これが今の法科大学院の教育の現状を議論する、いわばベースになる情報だと思います。

それから、先ほど新司法試験について資料15に基づいて、先週の土曜日にシンポジウ

ムがありましたが、それと同じラインで新司法試験についての説明をいただきました。それから、資料23の3のところ、当財団の今後の取り組みと、この3つのテーマについてそれぞれお話をいただいたんですが、まず、この資料15の新司法試験について先ほど石井さんのほうから報告がありましたけれども、この点だけに絞って何か特にご質問、あるいはご意見でも結構ですが、それをちょっと先にやってから、法科大学院の現状の問題に移りたいと思います。新司法試験について確認ですけれども、石井さんのこのペーパーで、来年、900人から1,100人を目安にして新司法試験が行われる。これはロースクールに入っていゆる既修者、法律専門課程を各大学でスクリーンにかけて、これは2年でいだろうと言われた人たちが卒業して受ける試験ということになりますよね。これが大体卒業生は2,000人ちょっとでしょうか、900から1,100って大体50%ぐらいの確率。それとは別に、従来の司法試験が同時並行的に、過渡的に行われると。こういう両建てで来年、試験が行われる。こういう理解でいいんでしょうか。

先ほどのご指摘で、短答式試験というのは、いわば論文の試験の仕切りみたいな役割を担うんでしょうけども、かなり従来の司法試験のやり方といいますか、問題の設定の仕方を引きずっているということにして、論文のほうがどれだけ新しい、予備校や何かで教えても教え切れないほんとうに考える力を試すものになっているかどうか。この辺については、先程の事務局の評価では、論文のほうは評価できる内容になっているんじゃないかという話でしたけれども、その新しい司法試験について先ほどの報告を参照いただきながら、何かご意見ございましょうか。

【千種評議員】 意見という程のことではないのですが、私ども、この新司法試験について先日のシンポジウムに参加させていただいて、それは新司法試験についてという題ですから、新司法試験についての批判があり、その結果どうなるんだという問題があって、ここでは、新司法試験を問題にしているというよりか、新司法試験の影響を受けて、教育の実態が歪められては困るということが私は主たる目的かと思うんです。そこでこの新司法試験の説明が一体どういう趣旨で行われているのか私にはちょっとということがあって、そのときの議論でもこういうことによって学生がみんな試験に出る科目だけ一生懸命やるとか、塾に行って一生懸命やるとかそういうことに力を入れ過ぎる。先生も落ちこちは困るから一生懸命その後押しをするという傾向が出てきていて、非常に好ましくない。それはなぜかという、プロセスを謳っていながら点で切って採点がしやすいような、同率合格がたくさん出ると、人数を切れないから1点でも差がつくような試験を一生懸命考え



て、こういうことをするから、教育が台無しになる。私はそれを聞いていて、大学の実態をほんとうの理念にあわせてやりたいと思っていますので、そういうことをやられたら困るなという印象を強く持って帰ってきたわけです。ですから、ここでもそういう議論になるんじゃないかなという気持ちがあって、それで来たら、「新司法試験について」とだけ書いてあって、こちらと授業との関係が何も書いてないレポートが出てきたので、これを皆さんどう受けとめてどういうふうに処理をされるのか、特に実務家でない方の、法曹以外の方のご意見も聞けないかなと、そういう印象を持ちました。とりあえずそれだけです。

【本林評議会議長】 この資料23の3ページ目の添付 というところでは、1の授業というところに、新司法試験準備のために知識詰め込み型、あるいは答案練習等にウエートが置かれる傾向があって、予備校教育との関係も、教材やテキスト等の形でそういうものを借りると、借りざるを得ないという状況に、今、置かれているということが書かれておりますが、これはそれぞれのロースクールで、皆様直接ご担当になっている評議員の方がたくさんいらっしゃいますけども、ここについては、補習の問題だとか、法律基本科目にどうしても偏重しがちで、本来ですと、先端科目を含めてもう少し幅広い教育、社会ニーズに答えられる教育にというところが、どうしても司法試験のほうに目が向いて、法律基本科目だけに偏っているところがあるとか、いろいろ動きがあると思います。そういう現状を一番お感じになっている委員の先生方から、本来あるべき理想とのはざままで非常にご苦勞をいただいているところだと思えるんですけども、この評議会では、できるだけきちんと、原則は各法科大学院に遵守していただく方向でメッセージを送っていくというのが一番大事なことであろうと思いますけれども、どうぞ忌憚なくご意見をいただきたいと思えます。

【飯田常務理事】 一点補足をよろしいでしょうか。資料15については、現在の司法試験についての状況説明ということであります。

資料23の添付 でございますが、この白丸については、こういう例も見られるということであって、全部の共通の性質として書いているものではございません。その点は誤解ないようにお願いします。私どもの評価をいただいているところは、皆さん、法曹養成教育に熱心なところでございますが、学生たちは新司法試験に大きくシフトしている中、法曹養成教育をしっかり守ろうというそういう姿勢を堅持しているところばかりでございます。ただ、そういう激しいぶつかり合いが発生しているという中で、この評価機関としても姿勢が問われるし、そういうふうに頑張っている人たちにエールを送る必要があると

いう観点から、ご議論をお願いしたいと思っています。

【本林評議会議長】 どうぞ。

【納谷評議員】 この2つの資料は確かに現状認識と問題意識がよく書けていると思うんですけども、千種先生がおっしゃられたように、私も非常に危惧しています。このままだと元に戻るんじゃないかと。実はこの評議会がはっきりしなくてはいけないと思うんですけれども、結局、適正か適正じゃないかということで認証評価をしなくてはならないわけですね。そのときに、ノーと言えるかどうかということなんです。今の状態でいうと、大部分の大学は、かなり理念から離れたところで教育をせざるをえないようになっている。出口のところで、はっきり言えば、その法科大学院の学生のほとんどが受からない状態が続いたときに、この認証機関として、その大学に対しノーというような厳しい意見が言えるか言えないかということが問題になるんじゃないかと私は思っています。

非常に困っていることは、確かにここにあるとおりの実態はあちこちに飛び交っていることは事実です。私は、明治大学の法科大学院では全部個別の試験問題や答案を残すように指示して、入試のときから全部残せと言いました。全部見てもらうようにしないと後で何かあってはいけないと思って最初に指示をしておいたので、多分残っていると思いますが、そして積み重ねてきて最後に修了認定をして、基本的にいいと我々は判断するわけです。そういうときに、実態と理念と離れているような授業をして結果が非常に思わしくない状態が出たときに、教え方が悪いとか、いろいろな問題が出てくると思いますが、そこに対して果敢にノーと言うことができるかどうかということが、非常に大きな難しい問題だと思います。そこは多分この認証機関としての権威づけというか、意味があるということに集約するためには、そこが財政的に苦しくても、多分やらないといけません。例えば、弁護士会の入会審査のときに、ある意味でははっきり認証評価の結果は判断材料にしますよというぐらいにしておかないと、なかなかこれは難しい状態になるんじゃないかという感じがしております。

それに加えてちょっと短答試験のほうを先に言います。私は、ともかく法科大学院を出てこんなレベルの理解力では欠陥だよといえる者については、これを弾いた方がいい。ただ、足切りのな、今までみたいなやり方で短答試験をやるなら、もうこれはやめてもらいたい。そういうことは強く言わないと、法科大学院の教育はつぶれてしまう。そういうことを思います。そのかわり、法科大学院の教育内容その他については、我々は常に監視し続けて、評価し続けるというようにしていかないと、今までの司法試験の改革はすべて、

何回もやってもつづれかかっているということですから、何かそこに戻っちゃうんじゃないかという気がしているんです。

ついでにちょっと。今、適性試験のあり方について厳しい議論が行われて、これも怪しげになってきております。怪しげになっているということは、はっきり言えば、この未修者のところにそもそも理念と現実の間のギャップがある。その解決は前から問題にされていて、現実はこの一、二年の間でそういうことが見えるようになってきていまして、これは早く手を打たないとちょっと大変なことになる。ある意味では空洞化するかもしれない。要するに、法科大学院に入れるときの試験としてあまり役に立たないという話になるかもしれない。そういうことが見え隠れしながら、現実には動いているという感じがしました。

例えばの話、これはちょっと大学名は伏せさせていただきますけれども、ブランド名の高い大学などはほっといても、ある程度のレベルの学生がきますよね。他方で、ブランド名の低い、あるいは実績のない大学では、大学経営上の必要から、もう点数をいくら下げても一定数の学生を入れなければならないということになったら、今度は、その人たちをこの3年間で教育するということが非常に難しいですね。だから、その制度設計のところに大きな問題点があることも事実でして、現場に立っている人たちは大変なんですね。そういう問題点があることを前提にして認証評価をしなければならない。ですから、その認証評価は相当な覚悟を持ってやらないとうまくいかない。そういう意味では、理念論を最初あれだけ議論してつくったものが、いつの間にか現実論の中でなし崩しになっている状態は、やっぱり憂うべきことです。事態は、なかなか難しい状態に入ってきていると思います。千種先生のおっしゃっていることも、そういうことが危惧されるということではないかと思しますので、その技術論よりもはるかに深刻な状態になってきているというのが、私の現状認識であります。

それと、もう一つは、認証評価を厳しくやると、ここに受けに来る大学がいなくなっちゃう可能性があるわけです。今行っているトライアル評価についても、こんなに厳しくやられるのでは、とてもじゃないけどやっていられないという大学もないわけではない。そういう声に対しても、やっぱり我々の視野に入れておく必要もあるだろうと思います。そうかといって評価レベルを緩めたら、それは最後もう我々がここまで積み上げてきた意味がなくなる。これから法曹養成教育のためにこのレベルは守っていかなければならない。接点をどこかで確保する方法を今考えておかないといけないなと思います。

【本林評議会議長】 非常に的確に現状を分析していただきました。そういう意味では、このトライアル評価で見出された問題点をもとにメッセージを伝える絶好の機会というのは、2月25日のシンポジウムということになりますね。そこに向けてこの評議会、あるいは法務研究財団の認証の本来のあるべき原則というものをどうやってそこにきちんと現状を踏まえながらメッセージを伝えられるか、非常に大事だと思います。佐柄木さん、何かご意見ございますか。

【佐柄木評議員】 私は実態を必ずしもよく知っているわけではないし、間接的にいろいろな話を聞くだけなので、本当のところはどうなのか自信がないですけども、論文試験は非常に衝撃を与えたというように聞いております。短答試験にどういう改善の余地があるのかというのは、なかなか難しいんだろうなという感じがします。確かに競争相手がいるということも考えると、この認証評価事業のこれから先、確かになかなか厳しいと思うんですが、さっき納谷先生が言われたように、やっぱり頑張っていかなきゃいけない。それがなくなったら、もうほんとうにダメになってしまうと思います。

ところでさっき言われたのは試験委員の方ですか。

【納谷評議員】 「問題のある」ということですか。

【佐柄木評議員】 ええ。

【納谷評議員】 それは教員の方です。そういう意味で、現場で教える教師の意識問題とか、実際は教える方法とか、教育の中身。法科大学院として望んでいるような内容・レベルの教育を行っていない先生はやはり現実にいるんですね。論文はたくさんあるけれども、やっぱりどうかという方が。それは学生同士でも評価がしっかりとできています。

ちょっと余なことですが、先ほどの授業評価のことですが、学生たちは横の連絡をとりあっています。明治のだれだれ先生はこういうことをやっている、明治は大体こういうことをやっているんだという形で。お互いに東大にいる、または早稲田にいる仲間と連絡をとりあっているわけです。ですから、教育内容とか方法は、ある意味では、今までと違ってすごく透明度を高めています。それで、先生方はしっかりと授業をしなくてはならない。それで、学生の要望を聞く立場にある執行部が一生懸命になる。そうすると、先ほど言ったような先生方が、浮き上がってくる。こういう循環に、今入っているということなんですよ。

【大谷評議員】 私も毎回申し上げておりますけれども、試験のやり方が、法科大学院の死命を制すると思うんです。一番の問題は、今もお話がありましたように、やっぱり短

答式だと思うんですね。私、刑法でしたから、ずっと短答式の問題作成をやってまいりました。多くの場合、短答式と論文式の結果がうまく整合しないんですね。短答式はいい点数なのに論文式は悪いとか、どういうふうにやれば整合するか努力したのですが、正直言いますと、もともと短答式の制度をつくったのは、受験者が多かったからです。いかにして減らして論文式できちんと見るかということでしたが、これを拝見しますと、一番多くて6,000人ですか。ことしの論文式の受験生は5,000人じゃないでしょうか。つまり、6,000人ぐらいだと何とかまかなえる。ましてや2,000人だったら十分まかなえるので、短答式はやめたほうがいいというのは前からの私の考え方なんですね。何遍も何遍もやって論文式と整合しないんじゃないかということで工夫をして、最後のところは幾らか整合したかと思うんですが、大変な作業なんですね。ということで、私はこの短答式をやめさせればずいぶん法科大学院のあり方が変わるという考え方でございます。そういう議論もしてほしいと思います。

【納谷評議員】 私も大谷さんのおっしゃるとおりだと思います。もし論文式のところで人数が増えて大変だったら、実務家の人たちも法科大学院の先生方も、すべてが出ていって採点に入るぐらいの覚悟を決めて、そちらに時間を割いてもらいたいものです。この短答式の作題で先生方も苦労していますが、学生たちはもっと苦労しています。そんなところでエネルギーを注ぎ込んでいたら、この法科大学院をつくった理念から離れていきますので、むしろ採点のところに先生方が入って行って、もちろん公平性とか何かいろいろあるにしても、しかし、現実に見てくれる先生がたくさんいたほうがいい。いずれ法科大学院の教育内容その他についてもいい影響が出ます。

【本林評議会議長】 あるいは短答試験をやるにしても、どうにもならないのを落とすためにやるとか。

【納谷評議員】 その程度でやるんだったら、それは大変に結構なことだと思います。そういう人は必ず多人数の中にいるわけですから、それは必要だと思います。

【本林評議会議長】 阿部先生、どうですか。

【阿部評議員】 法曹養成教育研究会でしょうか、そこで、ぜひ検討をお願いしたいと思いますことは、先ほどエクスターンシップの関係について、評価、評判はよかったというような院生の話ですが、その評判が、先ほど点からプロセスと言われたまじけど、点のほうから見て評価がよかったのか、プロセスから見て評価がよかったのか。院生は一体どう感じているんだろうかということの問題なんですね。資料15でおまとめいただいた

もろもろの問題点、実は、私も今、痛切に身に詰まされて考えさせられている。私の立場で言いますならば、エクスターンシップで来年の2月から3週間預かります。そのときに、私の場合、二度目でございますけれども、この問題を終始抱えながら、どうやって一体、予備校受験方式じゃなしに、ほんとの法曹型思考方式によるエクスターンシップで、あるべき姿を展開していくかと、この関係についていつも考えさせられる。

そこで、いろいろな方法を考えるわけでございますけれども、もちろん事務所の仕事もそうです。とにかく事実からスタートして、判例、学説、そして、自分でどう考えるかというところ、間違ってもいいからとにかく結論出せということですが、あわせて自分の事務所で足りない場合には、協力事務所に、彼の希望も聞いて、一定の日にち、そちらに行かせる。場合によっては、顧問会社の法務部で、丸一日、そこでディスカッションさせる。その会社がかかれた法務伝達というような、勉強をさせるとかということで、いろいろ工夫しているわけなんです。それぞれの弁護士の先生方、このエクスターンシップの院生を抱えてどんな教育をされておられるか、そのあたりはある程度集約されてお示しいただくと、そのあたりからもほんとうの意味の、まさに点からプロセスの教育ができるんじゃないだろうか。

司法修習生とは違って、これから試験を受ける院生ですので、いろいろ試験のことも考えておられるはず。かといって、やはり本来の法曹養成について、ロースクールはどうあるべきかということ終始忘れないで我々は臨まなくちゃいけないところから見て、この関係についてももう少し試行錯誤、お互いにみんな試行錯誤していると思うんですけど、これを可能な限りレベルアップして、本来の形で行けるように、もう少しそれぞれの方々から結果をお聞きしながら、この研究会でおまとめになれば、そうすると、かなりしっかりしたものができ上がるに違いないと思うんです。その辺、議長、よろしくお願ひしたいと思います。

【納谷評議員】 今のところで関連してご参考までに、12月3日に法科大学院協会、臨床教育についてのシンポジウムを持ちましたが、そこでこの定義自体が、また定義に伴う内容自体について、まだ統一的にできていない状況がある、だから現場のほうも送り出すほうも大変だという認識がありまして、これは詰めなければならない。それが1つ。もう一つは、そのときの議論といたしまして、参加した人たちは非常に意味があったという評価で、それが多分トライアルで行かれたときの、行ってよかった、やってよかったという声になって出たのではないかと思います。その人たちは問題意識があつて、ある意味で

は余裕があるといひましようか、試験のことはあるけれども、ともかく学ぶという学生、そういう意味でかなりいい人たちが多かったと思うんですね。それで、結局そのシンポでは、臨床教育というものをどうするかということについて一定の方向性を見出せなかったんですけれども。今、そういうところで、確かにかなり危機感はあるんです。そういう点は確かに、阿部先生がおっしゃられたようなところはこれからも早いうちに手をつけないと、認証する仕方について大きな影響も出てくるだろうと思いますので、そちらのほうの研究会において、ぜひ精力的におやりになっていただければありがたいと思います。

【本林評議会議長】 では最後に吉村先生。

【吉村評議員】 頭の中がなかなか整理できないんですけれども、法科大学院の理念は踏まえつつ、これを大きく育てていくには、どうしても司法試験の問題と関連づけて考えざるを得ないと、かねてから思っているんですが、先程、短答式はもうやめてもいいのではないかというご意見が多かったように思うんです。これは必要があるかないかということをもまず基本的に議論しなければならないのですが、その前提として私かねてから短答式の合否を49点と50点とで切ってしまうというのは何とかならないのかということをも司法試験委員をやっているときから深刻に悩んでいるわけです。短答式の試験委員が大変だというのは、問題をつくるのが大変なだけであって、予備校の問題集、過去の問題を全部繰りながらダブってはいけないというので、ほんとうに苦勞してつくるんですね、ふと我に返りましてなぜ僕はこんなに苦勞しているんだろうと。これは、49点と50点の間で切ろうとするからなんだということで、私、2年間、憲法を担当していたんですけれども、いいじゃないか、発想を転換して、89点と90点で切れるような問題だってどんどんやればいいじゃないのと。法曹としての普通の考え方をもってまともに勉強していれば、短答式はクリアできると。89点以下になるのは遠慮してもらおうというくらいに割り切っていいんじゃないかということでもかなりわーわー言っ、問題をねじ曲げたこともあったんですよ。最近はどうなっているか知らないですけど。そういうのも1つの考え方で、それを私どもが議論しているということが、その司法試験管理委員会なり司法試験審査委員なりに情報発信できて、受けとめてもらえるというような太いパイプというか回路みたいなものがあるといいなと思っているんですね。それから司法試験委員に我々が押し取り刀で行くというのは、論文の採点というのは非常に難しいですから、これはちょっと難しいんじゃないかと思うんですけども、短答式はマークシートですから、機械が採点してくれるので、問題をつくるのが苦しいだけですから、私は考えていいんじゃないかと思うん

です。

【飯田常務理事】 今度の短答式は100点満点中40点になります。

【本林評議会議長】 それはかなり改善になるんですか。

【飯田常務理事】 評価は両方あると思います。難しさを変えないという分析かもしれないです。

【吉村評議員】 僕の考え方やっぱりおかしいんですかね。

【納谷評議員】 いや、私の言いたいことは、先生がおっしゃられた中身と同じなので、ぜひそういう方向で、この際方向転換をやっていただきたい。

【大谷評議員】 短答式を置く以上は、1点で落ちるか落ちないかという形にせざるを得ないんでしょうね。

【吉村評議員】 ですから、49点と50点とか、そんなところでひいひいやるから、余計な勉強をさせなきゃいけないわけですよ。

【本林評議会議長】 時間が過ぎましたので、今日は大変貴重なご意見をいただきました。本当はこういう議論を突っ込んでやらなきゃいけないのでしょう。評価委員会のほうは、むしろ実務的評価をやっていらっしゃるんでしょうけれども、向こうは回数が多いからこういう議論を時間をつくってやっていただくということで、きょうのご意見を反映させた形で、ぜひ2月25日に向けて何らかの骨太なメッセージが出せればということで、ここは終わらせていただくということでよろしいでしょうか。

次回は大体いつごろになるんでしょうか。

【飯田常務理事】 次回はまだ確定しておりませんが、今年度の事業のご報告と新年度の事業計画とで、7月ぐらいにお願いしたいと思います。

【本林評議会議長】 長時間、きょうはどうもありがとうございました。